

翻 訳

日本民法総則編日中対訳（2・完）

村	田	彰
周		彩
郭	作	娜
李		喻
马	晓	冬
朴	明	顺
周	传	生

目次

第一編 総則

第一章 通則（第一条・第二条）

第二章 人

第一節 権利能力（第三条）

第二節 行為能力（第四条～第二一条）

第三節 住所（第二二条～第二四条）

第四節 不在者の財産の管理及び失踪の宣告（第二五条～第三二条）

第五節 同時死亡の推定（第三二条の二）

第三章 法人

第一節 法人の設立（第三三条～第五一条）

第二節 法人の管理（第五二条～第六七条）

第三節 法人の解散（第六八条～第八三条）

第四節 補則（第八四条・第八四条の二）

第五節 罰則（第八四条の三）

第四章 物（第八五条～第八九条）（以上、6巻2号）

第五章 法律行為

第一節 総則（第九〇条～第九二条）

第二節 意思表示（第九三条～第九八条の二）

第三節 代理（第九九条～第一〇八条）

第四節 無効及び取消し（第一〇九条～第一二六条）

第五節 条件及び期限（第一二七条～第一三七条）

第六章 期間の計算（第一三八条～第一四三条）

第七章 時効

第一節 総則（第一四四条～第一六一条）

第二節 取得時効（第一六二条～第一六五条）

第三節 消滅時効（第一六六条～第一七四条の二）（以上、本号）

目次

第一編 总則

第一章 通則 (第一条・第二条)

第二章 人

第一节 权利能力 (第三条)

第二节 行为能力 (第四条~第二十一条)

第三节 住所 (第二十二條~第二十四條)

第四节 不在者财产的管理以及失踪宣告(第二十五条~第三十二条)

第五节 同时死亡的推定 (第三十二条之二)

第三章 法人

第一节 法人的设立 (第三十三条~第五十一条)

第二节 法人的管理 (第五十二条~第六十七条)

第三节 法人的解散 (第六十八条~第八十三条)

第四节 补则 (第八十四条・第八十四条之二)

第五节 罚则 (第八十四条之三)

第四章 物 (第八十五条~第八十九条) (以上, 6卷2号)

第五章 法律行为

第一节 总则 (第九十条~第九十二条)

第二节 意思表示 (第九十三条~第九十八条之二)

第三节 代理 (第九十九条~第一百八条)

第四节 无效及撤销 (第一百九条~第二百六条)

第五节 条件及期限 (第二百七条~第三十七条)

第六章 期间的计算 (第三十八条~第四十三条)

第七章 时效

第一节 总则 (第四十四条~第六十一条)

第二节 取得时效 (第六十二条~第六十五条)

第三节 消灭时效 (第六十六条~第七十四条之二) (以上, 本号)

第五章 法律行為

第一節 総則

第九〇条（公序良俗） 公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。

第九一条（任意規定と異なる意思表示） 法律行為の当事者が法令中の公の秩序に関しない規定と異なる意思を表示したときは、その意思に従う。

第九二条（任意規定と異なる慣習） 法令中の公の秩序に関しない規定と異なる慣習がある場合において、法律行為の当事者がその慣習による意思を有しているものと認められるときは、その慣習に従う。

第二節 意思表示

第九三条（心裡留保） 意思表示は、表意者がその真意ではないことを知ってしたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方が表意者の真意を知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。

第九四条（虚偽表示） 相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効とする。

2 前項の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。

第九五条（錯誤） 意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

第九六条（詐欺又は強迫） 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

第五章 法律行为

第一节 总则

第九十条（公序良俗） 以违反公共秩序或善良风俗的事项为目的的法律行为，为无效。

第九十一条（与任意规定不同的意思表示） 法律行为的当事人，表示了与法令中无关公共秩序规定不同的意思的，依从其意思。

第九十二条（与任意规定不同的习惯） 有与法令中无关公共秩序规定不同的习惯，且可以认定法律行为当事人有依该习惯的意思的，依从该习惯。

第二节 意思表示

第九十三条（心里保留） 意思表示，即使表意者知其非真意而实施的，也不因此而妨碍其效力。但相对人已知或可得知表意者之真意的，该意思表示为无效。

第九十四条（虚伪表示） 与相对人串通实施的虚伪的意思表示，为无效。

2 前项规定的意思表示的无效，不能对抗善意的第三人。

第九十五条（错误） 意思表示，法律行为要素有错误的，为无效。但表意者有重大过失的，表意者自己不能主张其无效。

第九十六条（欺诈或强迫） 因欺诈或强迫而实施的意思表示，可以撤销。

2 对相对人实施的意思表示中有第三人实行欺诈的，限于相对人知其事实

- 2 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知っていたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。
- 3 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意の第三者に對抗することができない。

第九七条（隔地者に対する意思表示） 隔地者に対する意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。

- 2 隔地者に対する意思表示は、表意者が通知を發した後に死亡し、又は行為能力を喪失したときであっても、そのためにその効力を妨げられない。

第九八条（公示による意思表示） 意思表示は、表意者が相手方を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、公示の方法によってすることができる。

- 2 前項の公示は、公示送達に関する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定に従い、裁判所の掲示場に掲示、かつ、その掲示があったことを官報に少なくとも一回掲載して行う。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、官報への掲載に代えて、市役所、区役所、町村役場又はこれらに準ずる施設の掲示場に掲示すべきことを命ずることができる。
- 3 公示による意思表示は、最後に官報に掲載した日又はその掲載に代わる掲示を始めた日から二週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなす。ただし、表意者が相手方を知らないこと又はその所在を知らないことについて過失があったときは、到達の効力を生じない。
- 4 公示に関する手続は、相手方を知ることができない場合には表意者の住所地の、相手方の所在を知ることができない場合には相手方の最後の住所地の簡易裁判所の管轄に属する。
- 5 裁判所は、表意者に、公示に関する費用を予納させなければならない。

第九八条の二（意思表示の受領能力） 意思表示の相手方がその意思表示

的情况下，可以撤销其意思表示。

3. 以前两项规定的欺诈为由所做意思表示的撤销，不能对抗善意的第三人。

第九十七条（对远地人的意思表示）对远地人的意思表示，自其通知到达相对人时发生效力。

2. 对远地人的意思表示，即使表意者在发出通知后死亡或丧失行为能力，也不因此而妨碍其效力。

第九十八条（依公示的意思表示）意思表示，表意者无法得知相对人或无法得知其所在的，可以依公示的方法实施。

2. 前项公示，依照民事诉讼法（平成八年法律第一百零九号）关于公示送达的规定在法院揭示场揭示，并将已揭示之事实官报上至少登载一次。但法院认为适当时，可以命令在市政府、区政府、村镇政府或者其他同等设施的揭示场揭示，以此代替在官报登载。
3. 依公示的意思表示，自最后官报登载之日起或代替其登载的揭示开始之日起，经过二周时，视为到达相对人。但表意者对于不知相对人或不知其所在有过失的，不发生到达的效力。
4. 有关公示的程序，无法得知相对人的，属于表意者住所地的简易法院管辖；无法得知相对人所在的，属于相对人最后所在地的简易法院管辖。
5. 法院必须让表意者预先缴纳有关公示的费用。

第九十八条之二（意思表示的受领能力）意思表示的相对人在接受到该意

を受けた時に未成年者又は成年被後見人であったときは、その意思表示をもってその相手方に対抗することができない。ただし、その法定代理人がその意思表示を知った後は、この限りでない。

第三節 代理

第九九条（代理行為の要件及び効果） 代理人がその権限内において本人のためにすることを示してした意思表示は、本人に対して直接にその効力を生ずる。

2 前項の規定は、第三者が代理人に対してした意思表示について準用する。

第一〇〇条（本人のためにすることを示さない意思表示） 代理人が本人のためにすることを示さないでした意思表示は、自己のためにしたものとみなす。ただし、相手方が、代理人が本人のためにすることを知り、又は知ることができたときは、前条第一項の規定を準用する。

第一〇一条（代理行為の瑕疵） 意思表示の効力が意思の不存在、詐欺、強迫又はある事情を知っていたこと若しくは知らなかったことにつき過失があったことによって影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、代理人について決するものとする。

2 特定の法律行為をすることを委託された場合において、代理人が本人の指図に従ってその行為をしたときは、本人は、自ら知っていた事情について代理人が知らなかったことを主張することができない。本人が過失によって知らなかった事情についても、同様とする。

第一〇二条（代理人の行為能力） 代理人は、行為能力者であることを要しない。

第一〇三条（権限の定めのない代理人の権限） 権限の定めのない代理人は、次に掲げる行為のみをする権限を有する。

思表示时为未成年人或成年被监护人的，不能以该意思表示对抗该相对人。但其法定代理人知该意思表示后，不在此限。

第三节 代理

第九十九条（代理行为的要件及效果） 代理人在其权限内表明是为本人而实施的意思表示，对本人直接发生效力。

2 前项规定准用于第三人对代理人所实施的意思表示。

第一百条（未表明是为本人实施的意思表示） 代理人未表明是为本人实施的意思表示，视为为自己所为。但相对人知道代理人是为本人所为或可得知是为本人所为的，准用前条第一项规定。

第一百零一条（代理行为的瑕疵） 意思表示的效力因意思的不存在、欺诈、强迫或者就某情况知晓或不知晓有过失而受影响的，其事实的有无，应根据代理人的情况来决定。

2 受委托实施特定法律行为时，代理人依本人指示实施该行为的，本人不能就自己已知的事情主张代理人不知。关于本人因过失而不知的事情，也同样。

第一百零二条（代理人的行为能力） 代理人不需要是行为能力人。

第一百零三条（未规定权限的代理人的权限） 未规定权限的代理人，仅有实施以下行为的权限：

一 保存行為

二 代理の目的である物又は権利の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為。

第一〇四条（任意代理人による復代理人の選任） 委任による代理人は、本人の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復代理人を選任することができない。

第一〇五条（復代理人を選任した代理人の責任） 代理人は、前条の規定により復代理人を選任したときは、その選任及び監督について、本人に対してその責任を負う。

2 代理人は、本人の指名に従って復代理人を選任したときは、前項の責任を負わない。ただし、その代理人が、復代理人が不適任又は不誠実であることを知りながら、その旨を本人に通知し又は復代理人を解任することを怠ったときは、この限りでない。

第一〇六条（法定代理人による復代理人の選任） 法定代理人は、自己の責任で復代理人を選任することができる。この場合において、やむを得ない事由があるときは、前条第一項の責任のみを負う。

第一〇七条（復代理人の権限等） 復代理人は、その権限内の行為について、本人を代表する。

2 復代理人は、本人及び第三者に対して、代理人と同一の権利を有し、義務を負う。

第一〇八条（自己契約及び双方代理） 同一の法律行為については、相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となることはできない。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

第一〇九条（代理権授与の表示による表見代理） 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、その責任を負う。ただし、第三

- （一） 保存行为；
- （二） 在不改变代理目的物或权利的性质的范围内，以利用或改良该物或权利为目的的行为。

第一百零四条（由任意代理人选任复代理人） 受委任的代理人，非经本人许诺或有不得已事由，不得选任复代理人。

第一百零五条（选任复代理人后的代理人的责任） 代理人根据前条规定选任复代理人后，就其选任和监督对本人负担责任。

- 2 代理人依从本人的指名选任复代理人的，不负前项责任。但代理人明知复代理人不胜任或不诚实，却没有将此通知本人或解任复代理人的，不在此限。

第一百零六条（由法定代理人选任复代理人） 法定代理人可以以自己的责任选任复代理人。对此，有不得已事由的，只负前条第一项责任。

第一百零七条（复代理人的权限等） 复代理人就其权限内的行为，代表本人。

- 2 复代理人对本人及第三人，与代理人享有同等的权利，负担同等的义务。

第一百零八条（自己契约及双方代理） 就同一法律行为，不得担当相对人的代理人或当事人双方的代理人。但关于债务的履行及预先得到本人许诺的行为，不在此限。

第一百零九条（根据代理权授予表示的表见代理） 对第三人表示已授予他人代理权的人，就该他人在其代理权范围内与第三人之间实施的行为，负担责任。但第三人知道或因过失而不知该他人没被授予代理权的，不在此

者が、その他人が代理権を与えられていないことを知り、又は過失によって知らなかったときは、この限りでない。

第一一〇条（権限外の行為の表見代理） 前条本文の規定は、代理人がその権限外の行為をした場合において、第三者が代理人の権限があると信ずべき正当な理由があるときについて準用する。

第一一一条（代理権の消滅事由） 代理権は、次に掲げる事由によって消滅する。

一 本人の死亡

二 代理人の死亡又は代理人が破産手続開始の決定若しくは後見開始の審判を受けたこと。

2 委任による代理権は、前項各号に掲げる事由のほか、委任の終了によって消滅する。

第一一二条（代理権消滅後の表見代理） 代理権の消滅は、善意の第三者に対抗することができない。ただし、第三者が過失によってその事実を知らなかったときは、この限りでない。

第一一三条（無権代理） 代理権を有しない者が他人の代理人としてした契約は、本人がその追認をしなければ、本人に対してその効力を生じない。

2 追認又はその拒絶は、相手方に対してしなければ、その相手方に対抗することができない。ただし、相手方がその事実を知ったときは、この限りでない。

第一一四条（無権代理の相手方の催告権） 前条の場合において、相手方は、本人に対し、相当の期間を定めて、その期間内に追認をするかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、本人がその期間内に確答をしないときは、追認を拒絶したものとみなす。

第一一五条（無権代理の相手方の取消権） 代理権を有しない者がした契約は、本人が追認をしない間は、相手方が取り消すことができる。ただ

限。

第一百一十条（权限外行为的表见代理） 就代理人所实施的权限外行为，第三人有正当理由相信代理人有权限的，准用前条正文规定。

第一百一十一条（代理权的消灭事由） 代理权因下列事由消灭：

- （一） 本人死亡；
- （二） 代理人死亡或者代理人受到破产程序开始的决定或监护开始的裁定。

2 依委任的代理权，除前项各号所列事由以外，还因委任終了而消灭。

第一百一十二条（代理权消灭后的表见代理） 代理权的消灭，不能对抗善意的第三人。但第三人因过失而不知其事实的，不在此限。

第一百一十三条（无权代理） 无代理权的人作为他人的代理人签订的契约，如本人不对其追认，对本人不发生效力。

2 追认或拒绝追认，如不针对相对人做出则不能对抗该相对人。但相对人已知其事实的，不在此限。

第一百一十四条（无权代理的相对人的催告权） 于前条，相对人可以设定适当的期间，催告本人在此期间内做出是否追认的明确答复。如本人在该期间内未作出明确答复的，视为拒绝追认。

第一百一十五条（无权代理的相对人的撤销权） 无代理权的人签订的契约，在本人未做出追认期间，相对人可以撤销。但相对人在签订契约时已知无

し、契約の時ににおいて代理権を有しないことを相手方が知っていたときは、この限りでない。

第一一六条（無権代理行為の追認） 追認は、別段の意思表示がないときは、契約の時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することはできない。

第一一七条（無権代理人の責任） 他人の代理人として契約をした者は、自己の代理権を証明することができず、かつ、本人の追認を得ることができなかつたときは、相手方の選択に従い、相手方に対して履行又は損害賠償の責任を負う。

2 前項の規定は、他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が知っていたとき、若しくは過失によって知らなかつたとき、又は他人の代理人として契約をした者が行為能力を有しなかつたときは、適用しない。

第一一八条（単独行為の無権代理） 単独行為については、その行為の時ににおいて、相手方が、代理人と称する者が代理権を有しないで行為をすることに同意し、又はその代理権を争わなかつたときに限り、第百十三条から前条までの規定を準用する。代理権を有しない者に対しその同意を得て単独行為をしたときも、同様とする。

第四節 無効及び取消し

第一一九条（無効な行為の追認） 無効な行為は、追認によつても、その効力を生じない。ただし、当事者がその行為の無効であることを知つて追認をしたときは、新たな行為をしたものとみなす。

第一二〇条（取消権者） 行為能力の制限によつて取り消すことができる行為は、制限行為能力者又はその代理人、承継人若しくは同意をすることができる者に限り、取り消すことができる。

代理权的，不在此限。

第一百一十六条（无权代理行为的追认） 追认，在没有特别意思表示的情况下，溯及合同签订时发生其效力。但不得侵害第三人的权利。

第一百一十七条（无权代理人的责任） 作为他人代理人签订契约的人，不能证明自己的代理权，且未能得到本人追认的，依从相对人的选择，对相对人负担履行或损害赔偿的责任。

2 相对人已知或因过失不知作为他人代理人签订契约的人没有代理权，或者作为他人代理人签订契约的人没有行为能力的，不适用前项规定。

第一百一十八条（单独行为的无权代理） 关于单独行为，限于在其行为当时，相对人同意自称代理人的人无代理权而实施的行为，或者对其代理权没有争议的情况下，准用从第一百一十三条至前条的规定。对无代理权的人，经其同意实施的单独行为，也同样。

第四节 无效及撤销

第一百一十九条（无效行为的追认） 无效的行为，经过追认也不发生效力。但当事人知道该行为无效而追认的，视为做出新的行为。

第一百二十条（撤销权人） 因行为能力的限制而可以撤销的行为，限于限制行为能力人及其代理人、继承人或可以做出同意的人，可以撤销。

2 因欺诈或强迫而可以撤销的行为，限于做出有瑕疵的意思表示的人及其

2 詐欺又は強迫によって取り消すことができる行為は、瑕疵ある意思表示をした者又はその代理人若しくは承継人に限り、取り消すことができる。

第一二一条（取消しの効果） 取り消された行為は、初めから無効であったものとみなす。ただし、制限行為能力者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。

第一二二条（取り消すことができる行為の追認） 取り消すことができる行為は、第二百十条に規定する者が追認したときは、以後、取り消すことができない。ただし、追認によって第三者の権利を害することはできない。

第一二三条（取消し及び追認の方法） 取り消すことができる行為の相手方が確定している場合には、その取消し又は追認は、相手方に対する意思表示によってする。

第一二四条（追認の要件） 追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅した後にしなければ、その効力を生じない。

2 成年被後見人は、行為能力者となった後にその行為を了知したときは、その了知をした後でなければ、追認をすることができない。

3 前二項の規定は、法定代理人又は制限行為能力者の保佐人若しくは補助人が追認をする場合には、適用しない。

第一二五条（法定追認） 前条の規定により追認をすることができる時以後に、取り消すことができる行為について次に掲げる事実があったときは、追認をしたものとみなす。ただし、異議をとどめたときは、この限りでない。

- 一 全部又は一部の履行
- 二 履行の請求
- 三 更改
- 四 担保の供与

代理人或继承人，可以撤销。

第一百二十一条（撤销的效果） 被撤销的行为，视为自始无效。但限制行为能力人在因其行为受到实际利益的限度内，负担偿还义务。

第一百二十二条（可以撤销的行为的追认） 可以撤销的行为，第一百二十条中规定的人已为追认的，从此以后不能撤销。但不能因追认而侵害第三人的权利。

第一百二十三条（撤销及追认的方法） 可以撤销的行为的相对人已经确定的，撤销或追认以对相对人做出意思表示进行。

第一百二十四条（追认的要件） 追认，非在撤销原因的情况消灭之后做出，不发生效力。

2 成年被监护人在成为行为能力人之后了解其行为的，非在其了解之后，不能做出追认。

3 法定代理人以及限制行为能力人的保佐人或辅助人进行追认的，不适用前两项规定。

第一百二十五条（法定追认） 在依前条规定可做出追认的时期到来之后，就可以撤销的行为有下列事实的，视为已经追认。但保留异议的，不在此限。

- （一）全部或部分履行；
- （二）履行的请求；
- （三）更改；
- （四）担保的提供；
- （五）因可以撤销的行为而取得的权利的全部或部分转让；

五 取り消すことができる行為によって取得した権利の全部又は一部の譲渡

六 強制執行

第一二六条（取消権の期間の制限） 取消権は、追認をすることができる時から五年間行使しないときは、時効によって消滅する。行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。

第五節 条件及び期限

第一二七条（条件が成就した場合の効果） 停止条件付法律行為は、停止条件が成就した時からその効力を生ずる。

2 解除条件付法律行為は、解除条件が成就した時からその効力を失う。

3 当事者が条件が成就した場合の効果をもその成就した時以前にさかのぼらせる意思を表示したときは、その意思に従う。

第一二八条（条件の成否未定の間における相手方の利益の侵害の禁止） 条件付法律行為の各当事者は、条件の成否が未定である間は、条件が成就した場合にその法律行為から生ずべき相手方の利益を害することができない。

第一二九条（条件の成否未定の間における権利の処分等） 条件の成否が未定である間における当事者の権利義務は、一般の規定に従い、処分し、相続し、若しくは保存し、又はそのために担保を供することができる。

第一三〇条（条件の成就の妨害） 条件が成就することによって不利益を受ける当事者が故意にその条件の成就を妨げたときは、相手方は、その条件が成就したものとみなすことができる。

第一三一条（既成条件） 条件が法律行為の時に既に成就していた場合において、その条件が停止条件であるときはその法律行為は無条件とし、その条件が解除条件であるときはその法律行為は無効とする。

（六） 强制执行。

第一百二十六条（撤销权的期间限制） 撤销权，自可以追认时起五年间不行使的，因时效而消灭。自行为时起经过二十年的，也同样。

第五节 条件及期限

第一百二十七条（条件达成的效果） 附停止条件的法律行为，自停止条件达成时起，发生效力。

2 附解除条件的法律行为，自解除条件达成时起，丧失效力。

3 当事人已做出意思表示，将条件达成的效果溯及至其达成之前的，依从其意思。

第一百二十八条（条件成否未定期间禁止侵害相对人的利益） 附条件的法律行为的各当事人，在条件成否未定期间，不得侵害在条件达成时因该法律行为产生的相对人的利益。

第一百二十九条（条件成否未定期限的权利的处分等） 在条件成否未定期限的当事人的权利义务，依照一般规定，可以处分、继承或保存，或者为此提供担保。

第一百三十条（条件达成的妨害） 因条件达成受不利的当事人故意妨害条件达成的，相对人可以视为条件已经达成。

第一百三十一条（既成条件） 条件在法律行为时已经达成的，其条件是停止条件时，该法律行为为无条件；其条件是解除条件时，该法律行为为无效。

2 条件在法律行为时已确定不能达成的，其条件是停止条件时，该法律行

2 条件が成就しないことが法律行為の時に既に確定していた場合において、その条件が停止条件であるときはその法律行為は無効とし、その条件が解除条件であるときはその法律行為は無条件とする。

3 前二項に規定する場合において、当事者が条件が成就したこと又は成就しなかったことを知らない間は、第二百八条及び第二百九条の規定を準用する。

第一三二条（不法条件） 不法な条件を付した法律行為は、無効とする。
不法な行為をしないことを条件とするものも、同様とする。

第一三三条（不能条件） 不能の停止条件を付した法律行為は、無効とする。

2 不能の解除条件を付した法律行為は、無条件とする。

第一三四条（随意条件） 停止条件付法律行為は、その条件が単に債務者の意思のみに係るときは、無効とする。

第一三五条（期限の到来の効果） 法律行為に始期を付したときは、その法律行為の履行は、期限が到来するまで、これを請求することができない。

2 法律行為に終期を付したときは、その法律行為の効力は、期限が到来した時に消滅する。

第一三六条（期限の利益及びその放棄） 期限は、債務者の利益のために定めたものと推定する。

2 期限の利益は、放棄することができる。ただし、これによって相手方の利益を害することはできない。

第一三七条（期限の利益の喪失） 次に掲げる場合には、債務者は、期限の利益を主張することができない。

- 一 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 債務者が担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき。
- 三 債務者が担保を供する義務を負う場合において、これを供しないとき。

为为无效；其条件是解除条件时，该法律行为为无条件。

- 3 前两项规定中，当事人不知条件已经达成或没达成的期间，准用第一百二十八条及第一百二十九条的规定。

第一百三十二条（不法条件） 附有不法条件的法律行为，为无效。以不做不法行为为条件的法律行为，也同样。

第一百三十三条（无法履行的条件） 附有无法履行的停止条件的法律行为，为无效。

- 2 附无法履行的解除条件的法律行为，为无条件。

第一百三十四条（随意条件） 附停止条件的法律行为，该条件仅系于债务人的意思的，为无效。

第一百三十五条（期限到来的效果） 法律行为附有始期的，期限到来之前，不能请求履行该法律行为。

- 2 法律行为附有终期的，该法律行为的效力在期限到来时消灭。

第一百三十六条（期限的利益及其放弃） 期限，推定为为债务人的利益而设定。

- 2 期限的利益可以放弃。但不能因此而损害相对人的利益。

第一百三十七条（期限的利益的丧失） 在下列情况下，债务人不能主张期限的利益：

- （一） 债务人受到破产程序开始的决定的；
- （二） 债务人毁灭、损伤或减少了担保的；
- （三） 债务人负有提供担保义务而不予提供的。

第六章 期間の計算

第一三八条（期間の計算の通則） 期間の計算方法は、法令若しくは裁判上の命令に特別の定めがある場合又は法律行為に別段の定めがある場合を除き、この章の規定に従う。

第一三九条（期間の起算） 時間によって期間を定めたときは、その期間は、即時から起算する。

第一四〇条 日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。

第一四一条（期間の満了） 前条の場合には、期間は、その末日の終了をもって満了する。

第一四二条 期間の末日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日その他の休日に当たるときは、その日取引をしない慣習がある場合に限り、期間は、その翌日に満了する。

第一四三条（暦による期間の計算） 週、月又は年によって期間を定めたときは、その期間は、暦に従って計算する。

2 週、月又は年の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の週、月又は年においてその起算日に相当する日の前日に満了する。ただし、月又は年によって期間を定めた場合において、最後の月に相当する日がないときは、その月の末日に満了する。

第七章 時効

第一節 総則

第一四四条（時効の効力） 時効の効力は、その起算日にさかのぼる。

第六章 期间的计算

第一百三十八条（期间计算的通则） 期间的计算方法，除法令或审判上的命令有特别规定或者法律行为中有特别规定的，依照本章规定。

第一百三十九条（期间的起算） 以时刻规定期间的，该期间即时起算。

第一百四十条 以日、周、月或年规定期间的，期间的初日不算入。但期间从午前零时开始的，不在此限。

第一百四十一条（期间的满了） 前条的期间以其末日的终了为满了。

第一百四十二条 期间的末日是星期日、国民节日法（昭和二十三年法律第一百七十八号）规定的假日或其他休假日时，以有在该日不做交易的习惯为限，期间于其翌日满了。

第一百四十三条（依历法计算期间） 以周、月或年规定期间的，该期间依历法计算。

2 期间不自周、月或年之初起算的，该期间以最后的周、月或年之中与起算日对应之日的前一日为满了。但以月或年规定期间的，在最后的月之中没有对应之日时，以该月的末日为满了。

第七章 时效

第一节 总则

第一百四十四条（时效的效力） 时效的效力溯及至其起算日。

第一四五条（時効の援用）時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない

第一四六条（時効の利益の放棄）時効の利益は、あらかじめ放棄することができない。

第一百四七条（時効の中断事由）時効は、次に掲げる事由によって中断する。

- 一 請求
- 二 差押え，仮差押え又は仮処分
- 三 承認

第一四八条（時効の中断の効力が及ぶ者の範囲）前条の規定による時効の中断は、その中断の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する。

第一四九条（裁判上の請求）裁判上の請求は、訴えの却下又は取下げの場合には、時効の中断の効力を生じない。

第一五〇条（支払督促）支払督促は、債権者が民事訴訟法第三百九二条に規定する期間内に仮執行の宣言の申立てをしないことによりその効力を失うときは、時効の中断の効力を生じない。

第一五一条（和解及び調停の申立て）和解の申立て又は民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）若しくは家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）による調停の申立ては、相手方が出頭せず、又は和解若しくは調停が調わないときは、一箇月以内に訴えを提起しなければ、時効の中断の効力を生じない。

第一五二条（破産手続参加等）破産手続参加，再生手続参加又は更生手続参加は、債権者がその届出を取り下げ、又はその届出が却下されたときは、時効の中断の効力を生じない。

第一五三条（催告）催告は、六箇月以内に、裁判上の請求，支払督促の申立て，和解の申立て，民事調停法若しくは家事審判法による調停の申立て，破産手続参加，再生手続参加，更生手続参加，差押え，仮差押え

第一百四十五条（时效的援用） 时效，非经当事人援用，法院不能依此进行审判。

第一百四十六条（时效利益的放弃） 时效的利益不得预先放弃。

第一百四十七条（时效的中断事由） 时效因下列事由中断：

- （一） 请求；
- （二） 扣押、暂行扣押或暂行处分；
- （三） 承认。

第一百四十八条（时效中断的效力所涉及人的范围） 前条规定的时效中断，仅限于发生中断事由的当事人及其继承人之间有效。

第一百四十九条（审判上的请求） 审判上的请求，在起诉被驳回或撤回时，不发生时效中断的效力。

第一百五十条（支付督促） 支付督促，因债权人没有在民事诉讼法第三百九十二条规定的期间内提出暂行执行宣告的申请而丧失其效力时，不发生时效中断的效力。

第一百五十一条（申请和解及调停） 申请和解或者依照民事调停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）或家事审判法（昭和二十二年法律第五百二十二号）申请调停，相对人不出庭、或者和解或调停不成立时，如一个月内不提起诉讼，不发生时效中断的效力。

第一百五十二条（参加破产程序等） 参加破产程序、再生程序或更生程序，债权人撤回其申请或者其申请被驳回的，不发生时效中断的效力。

第一百五十三条（催告） 催告，如果不在六个月内提出审判上的请求、督促支付的申请、和解的申请、民事调停法或家事审判法规定的调停的申请，参加破产程序、再生程序、更生程序，或做出扣押、暂行扣押、暂行处分，

又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない。

第一五四条（差押え、仮差押え及び仮処分） 差押え、仮差押え及び仮処分は、権利者の請求により又は法律の規定に従わないことにより取り消されたときは、時効の中断の効力を生じない。

第一五五条 差押え、仮差押え及び仮処分は、時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知をした後でなければ、時効の中断の効力を生じない。

第一五六条（承認） 時効の中断の効力を生ずべき承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力又は権限があることを要しない。

第一五七条（中断後の時効の進行） 中断した時効は、その中断の事由が終了した時から、新たにその進行を始める。

2 裁判上の請求によって中断した時効は、裁判が確定した時から、新たにその進行を始める。

第一五八条（未成年者又は成年被後見人と時効の停止） 時効の期間の満了前六箇月以内の間に未成年者又は成年被後見人に法定代理人がないときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となった時又は法定代理人が就職した時から六箇月を経過するまでの間は、その未成年者又は成年被後見人に対して、時効は、完成しない。

2 未成年者又は成年被後見人がその財産を管理する父、母又は後見人に対して権利を有するときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となった時又は後任の法定代理人が就職した時から六箇月を経過するまでの間は、その権利について、時効は、完成しない。

第一五九条（夫婦間の権利の時効の停止） 夫婦の一方が他の一方に対して有する権利については、婚姻の解消の時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

第一六〇条（相続財産に関する時効の停止） 相続財産に関しては、相続人が確定した時、管理人が選任された時又は破産手続開始の決定があつ

不发生时效中断的效力。

第一百五十四条（扣押、暂行扣押及暂行处分） 扣押、暂行扣押及暂行处分，因权利人的请求或因不服从法律规定而被撤销的，不发生时效中断的效力。

第一百五十五条 扣押、暂行扣押及暂行处分，如不对受时效利益者实行，非通知该人之后，不发生时效中断的效力。

第一百五十六条（承认） 做出可产生时效中断效力的承认，不需要具备处分相对人权利的行为能力或权限。

第一百五十七条（中断后的时效的进行） 中断的时效，自中断事由终了时起，重新开始进行。

2 因审判上的请求而中断的时效，从审判确定时起，重新开始进行。

第一百五十八条（未成年人或成年被监护人和时效的停止） 时效期间届满前六个月内未成年人或成年被监护人无法定代理人时，自未成年人或成年被监护人成为行为能力人或法定代理人就职之时起经过六个月之间，对于该未成年人或成年被监护人，时效不完成。

2 未成年人或成年被监护人对管理其财产的父亲、母亲或监护人享有权利时，自未成年人或成年被监护人成为行为能力人或后任法定代理人就职之时起经过六个月之间，对其权利，时效不完成。

第一百五十九条（夫妻间权利的时效的停止） 夫妻一方对于另一方享有的权利，自婚姻解除之时起经过六个月之间，时效不完成。

第一百六十条（继承财产的时效的停止） 关于继承财产，自继承人确定、管理人被选任、或者做出破产程序开始决定之时起经过六个月之间，时效

た時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

第一六一条（天災等による時効の停止） 時効の期間の満了の時に当たり、天災その他避けることのできない事変のため時効を中断することができないときは、その障害が消滅した時から二週間を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

第二節 取得時効

第一六二条（所有権の取得時効） 二十年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。

2 十年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その占有の開始の時に、善意であり、かつ、過失がなかったときは、その所有権を取得する。

第一六三条（所有権以外の財産権の取得時効） 所有権以外の財産権を、自己のためにする意思をもって、平穩に、かつ、公然と行使する者は、前条の区別に従い二十年又は十年を経過した後、その権利を取得する。

第一六四条（占有の中止等による取得時効の中断） 第一百六二条の規定による時効は、占有者が任意にその占有を中止し、又は他人によってその占有を奪われたときは、中断する。

第一六五条 前条の規定は、第一百六三条の場合について準用する。

第三節 消滅時効

第一六六条（消滅時効の進行等） 消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。

2 前項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者のために、その占有の開始の時から取得時効が進行することを妨げ

不完成。

第一百六十一条（因天灾等的时效的停止） 当时效期间满了之际，因天灾或其他不可避免的事变不能中断时效时，自该障碍消灭之时起经过二周之间，时效不完成。

第二节 取得时效

第一百六十二条（所有权的取得时效） 二十年间，以所有的意思，平稳且公然占有他人之物者，取得该物所有权。

2 二十年间，以所有的意思，平稳且公然占有他人之物者，在占有开始时是善意且无过失的，取得该物的所有权。

第一百六十三条（所有权以外的财产权的取得时效） 以为自己而为的意思，平稳且公然行使所有权以外的财产权者，依照前条的区别，经过二十年或十年后取得该权利。

第一百六十四条（因占有中止等的取得时效的中断） 第一百六十二条规定的时效，占有人任意中止其占有，或其占有被他人抢夺时而中断。

第一百六十五条 前条规定，准用于第一百六十三条的情形。

第三节 消灭时效

第一百六十六条（消灭时效的进行等） 消灭时效，自权利得以行使时起进行。

2 前项规定，不因占有附始期权利或附停止条件权利标的物的第三人的存在而妨碍取得时效自其占有开始之时起进行。但权利人，为了中断该时效，可以随时要求占有人承认。

ない。ただし、権利者は、その時効を中断するため、いつでも占有者の承認を求めることができる。

第一六七条（債権等の消滅時効） 債権は、十年間行使しないときは、消滅する。

2 債権又は所有権以外の財産権は、二十年間行使しないときは、消滅する。

第一六八条（定期金債権の消滅時効） 定期金の債権は、第一回の弁済期から二十年間行使しないときは、消滅する。最後の弁済期から十年間行使しないときも、同様とする。

2 定期金の債権者は、時効の中断の証拠を得るため、いつでも、その債務者に対して承認書の交付を求めることができる。

第一六九条（定期給付債権の短期消滅時効） 年又はこれより短い時期によって定めた金銭その他の物の給付を目的とする債権は、五年間行使しないときは、消滅する。

第一七〇条（三年の短期消滅時効） 次に掲げる債権は、三年間行使しないときは、消滅する。ただし、第二号に掲げる債権の時効は、同号の工事が終了した時から起算する。

一 医師、助産師又は薬剤師の診療、助産又は調剤に関する債権

二 工事の設計、施工又は監理を業とする者の工事に関する債権

第一七一条 弁護士又は弁護士法人は事件が終了した時から、公証人はその職務を執行した時から三年を経過したときは、その職務に関して受け取った書類について、その責任を免れる。

第一七二条（二年の短期消滅時効） 弁護士、弁護士法人又は公証人の職務に関する債権は、その原因となった事件が終了した時から二年間行使しないときは、消滅する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の事件中の各事項が終了した時から五年を経過したときは、同項の期間内であっても、その事項に関する債権は、消滅する。

第一百六十七条（债权等的消灭时效） 债权，因十年间不行使而消灭。

2 债权或所有权以外的财产权，因二十年间不行使而消灭。

第一百六十八条（定期金债权的消灭时效） 定期金债权，自第一次清偿期起，二十年间不行使时消灭。从最后清偿期起，十年间不行使时，也同样。

2 定期金的债权人，为了取得时效中断的证据，可以随时要求其债务人交付承认书。

第一百六十九条（定期给付债权的短期消灭时效） 以一年或短于一年的期间所规定的，以金钱或其他物的给付为目的的债权，因五年间不行使而消灭。

第一百七十条（三年的短期消灭时效） 下列债权，因三年间不行使而消灭。但第二号所列债权的时效，自同号规定的工程完了时起计算。

（一）有关医师、助产师及药剂师的诊疗、助产及配剂的债权；

（二）以工程的设计、施工、监理为职业的人，有关其工程的债权。

第一百七十一条 律师或律师法人自案件完结时起、公证人从执行其职务时起经过三年的，就其职务而受取的文件，免除责任。

第一百七十二条（二年的短期消灭时效） 有关律师、律师法人及公证人职务的债权，自其原因案件完结之时起，因二年间不行使而消灭。

2 尽管有前项规定，同项案件中的各事项完结之时起，经过五年的，即使在同项规定的期间之内，有关该事项的债权也消灭。

第一七三条 次に掲げる債権は、二年間行使しないときは、消滅する。

- 一 生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る債権
- 二 自己の技能を用い、注文を受けて、物を製作し又は自己の仕事場で他人のために仕事をするを業とする者の仕事に関する債権
- 三 学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価について有する債権

第七百七十四条（一年の短期消滅時効） 次に掲げる債権は、一年間行使しないときは、消滅する。

- 一 月又はこれより短い時期によって定めた使用人の給料に係る債権
- 二 自己の労力の提供又は演芸を業とする者の報酬又はその供給した物の代価に係る債権
- 三 運送賃に係る債権
- 四 旅館、料理店、飲食店、貸席又は娯楽場の宿泊料、飲食料、席料、入場料、消費物の代価又は立替金に係る債権
- 五 動産の損料に係る債権

第七百七十四条の二（判決で確定した権利の消滅時効） 確定判決によって確定した権利については、十年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は、十年とする。裁判上の和解、調停その他確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利についても、同様とする。

- 2 前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権については、適用しない。

第一百七十三条 下列债权，因二年间不行使而消灭：

- （一）生产者、批发商人及零售商人出售产品或商品价款的债权；
- （二）以运用自己的技能，接受订单制作物品或者在自己工作场所为他人工作为职业的人，与其工作有关的债权；
- （三）从事学艺或技能教育的人就学生的教育、衣食住宿费用享有的债权。

第一百七十四条（一年的短期消灭时效） 下列债权，因一年间不行使而消灭：

- （一）以一个月或短于一个月的期间规定的佣人工资的债权；
- （二）以提供自己劳务或演艺为职业的人的报酬或其供给物的价款的债权；
- （三）运费债权；
- （四）旅馆、餐馆、饮食店、出租席位、娱乐场的住宿费、饮食费、租赁费、入场费、消费物的价款及垫付款的债权；
- （五）动产租金的债权。

第一百七十四条之二（判决确定的权利的消灭时效） 依确定判决确定的权利，即使有短于十年的时效期间规定，其时效期间仍为十年。依审判上的和解、调停及其他与确定判决有同等效力的方式确定的权利，也同样。

2 前项规定，不适用于确定当时偿还期尚未到来的债权。

あとがき

村田彰教授が序文で述べたとおり、この翻訳の第一次訳を担当したのは、教授の「財産法特論」を履修した大学院生たちである。当初は、郭娜、李喻、马晓冬、朴明顺、周传生の5名であったが、2006年4月から何杰、孙琦霞、王俊哲、尹波が加わり、2007年4からはさらに、李继红、宋鯤、王海洋、张子春（いずれも、中国語表音順）が新たに参加した。訳出に当たっては、日本民法に対する正確な理解、中国法に関する知識、高度な日本語・中国語能力が要求され、大学院に入ったばかりの留学生にとって、訳出作業は相当な困難を伴うものであったと想像される。村田教授の厳しくも懇切丁寧な指導の下、留学生諸君は、幾度となく切磋琢磨を重ね、時には白熱した議論の末、ようやくここに日本民法総則編の中国語訳を完成させることができた。

留学生たちの血のにじむような努力の結果できた第一次訳を添削することが私に与えられた役目であるが、添削に当たってとくに意を用いたのは、以下の点である。第1に、日本民法の原意に忠実であることを最も重視したこと。日本民法は、2004年に現代語化されたとはいえ、まだ一般人とりわけ外国人にとって読みやすいものになったとは言えない。訳出に当たっては、まず各規定の意味を正確に理解することが留学生にとって何より重要であると考えた。第2に、原意に忠実であるとともに、なるべく中国語として少しでも分かりやすいものになるよう努めたこと。そのために、例えば「場合」「とき」「時」、「並びに」「及び」、「又は」「もしくは」などのように、日本の法令用語上の約束事として決まったルールがあるものであっても、かならずしも一律機械的に同じ訳にしていない場合がある。しかしそれでも、法律の条文の性格上、例えば初めて民法を勉強しようとする留学生がこの訳を目にした時にすらすら読めるほど分かりやすいものになったかということ、はなはだ心もとない。第3に、中国法に対応する概念

や法律用語がある場合にはなるべくそれらを使うことにした。ただ、これにも若干の例外がある。例えば、第88条の「果実」という語は、最近制定された中国の「物権法」（2007年3月16日公布，2007年10月1日施行）のいう「孳息」に当たるが、「孳息」という語は中国でもあまり馴染みがないこと、「果実」の英語訳やドイツ語訳が“fruit”，“Frucht”となっていることから、本訳ではそのまま「果実」とした。

最後に、日本民法の中国語訳には、いくつかのバージョンが存在するようであるが、私の手元に最新のものと思われる渠濤編訳『最新日本民法』（法律出版社，2006年）があったので、これを参考にしたことを付記しておく。

周 作 彩